

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                      |
|-------|---|
| 25    | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県中津市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 新型インフルエンザ等の予防接種に係る事務のうち、次のもの<br>・特定接種又は住民接種の通知に関すること(予診票の配布を含む。)<br>・予防接種実施の登録及び台帳の管理に関すること。<br>・接種後の予診票の管理又は保存に関すること。<br>・副反応報告又は予防接種事故報告及び健康被害が生じた場合の給付金の支給 |
| ③システムの名称                 | 1 健康管理システム<br>2 統合宛名システム<br>3 中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 予防接種管理ファイル               |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表126の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号<br>(情報提供の根拠)<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康福祉部地域医療対策課  |
| ②所属長の役職名                 | 地域医療対策課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 〒871-8501<br>大分県中津市豊田町14番地3<br>中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 〒871-8501<br>大分県中津市豊田町14番地3<br>中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)            |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [            十分である            ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業                |  |   |
| [            ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か        | [            十分である            ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                        | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul> |   |

|   |   |
|---|---|
| <b>9. 監査</b>  |   |
| 実施の有無   | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査   |
| <b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>   |   |
| 従業員に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   | <p>当市では毎年、従業員に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確保するための確認テスト等を取り入れ、解説とともに従業員へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。</p>  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|-----------|--|--|--|------|---------------|
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠          | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2<br><br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2<br><br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 | 事後   | 法改正に伴う引用条項の修正 |
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先                | TEL 0979-22-1111   | TEL 0979-62-9871   | 事後   | 直通番号開通により修正   |
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先              | TEL 0979-22-1111   | TEL 0979-22-1170   | 事後   | 直通番号開通により修正   |
| 令和3年9月1日  | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                     | 令和3年2月1日時点   | 令和3年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和3年9月1日  | II しいき値判断項目<br>1. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                     | 令和3年2月1日時点   | 令和3年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和4年5月13日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                     | 令和3年4月1日時点   | 令和4年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和4年5月13日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                     | 令和3年4月1日時点   | 令和4年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和5年5月22日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署                            | 生活保健部  | 健康福祉部  | 事後   | 部名変更に伴う修正     |
| 令和5年5月22日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                     | 生活保健部  | 健康福祉部  | 事後   | 部名変更に伴う修正     |
| 令和5年5月22日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                     | 令和4年4月1日時点   | 令和5年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和5年5月22日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                     | 令和4年4月1日時点   | 令和5年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和6年5月17日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                     | 令和5年4月1日時点   | 令和6年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和6年5月17日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                     | 令和5年4月1日時点   | 令和6年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和7年6月27日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                         | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一 93の2の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表126の項  | 事後   | 法改正に伴う引用条項の修正 |
| 令和7年6月27日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供<br>②法令上の根拠          | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2<br><br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 | 番号法第19条第8号<br>(情報提供の根拠)<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項   | 事後   | 法改正に伴う引用条項の修正 |
| 令和7年6月27日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                     | 令和6年4月1日時点   | 令和7年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和7年6月27日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                     | 令和6年4月1日時点   | 令和7年4月1日時点   | 事後   | 再評価に伴い修正      |
| 令和7年6月27日 | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業<br>人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か | なし   | 十分である  | 事後   | 様式変更に伴う追加     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--------|--|------|-----------|
| 令和7年6月27日 | IVリスク対策<br>8. 人手を介在させる作業<br>判断の根拠               | なし     | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。<br>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力<br>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管<br>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 | 事後   | 様式変更に伴う追加 |
| 令和7年6月27日 | IVリスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策                 | なし     | 9) 従業者に対する教育・啓発  | 事後   | 様式変更に伴う追加 |
| 令和7年6月27日 | IVリスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>当該対策は十分か【再掲】 | なし     | 十分である  | 事後   | 様式変更に伴う追加 |
| 令和7年6月27日 | IVリスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>判断の根拠        | なし     | 当市では毎年、従業者に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確保するための確認テストを取り入れ、解説とともに従業者へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。   | 事後   | 様式変更に伴う追加 |